

フリーランス法の制度を踏まえて

シルバー人材センターと会員との就業機会の提供に関する

契約関係を見直します

令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）が公布されました。この法律は、現在のところ令和6年秋施行を見据えており、施行後にはセンターの会員が請負・委任の形態で就業業務する現行の契約について、見直しを行います。

フリーランス法とは

個人の事業者※1（フリーランス＝特定受託事業者）が安定した労働環境に従事するため、仕事を発注する事業者に対して報酬の支払期日の設定や給付の内容、契約書による取引条件の明示等が義務付けられます。

※1 シルバー会員

■見直しのイメージ

図1 【現行】

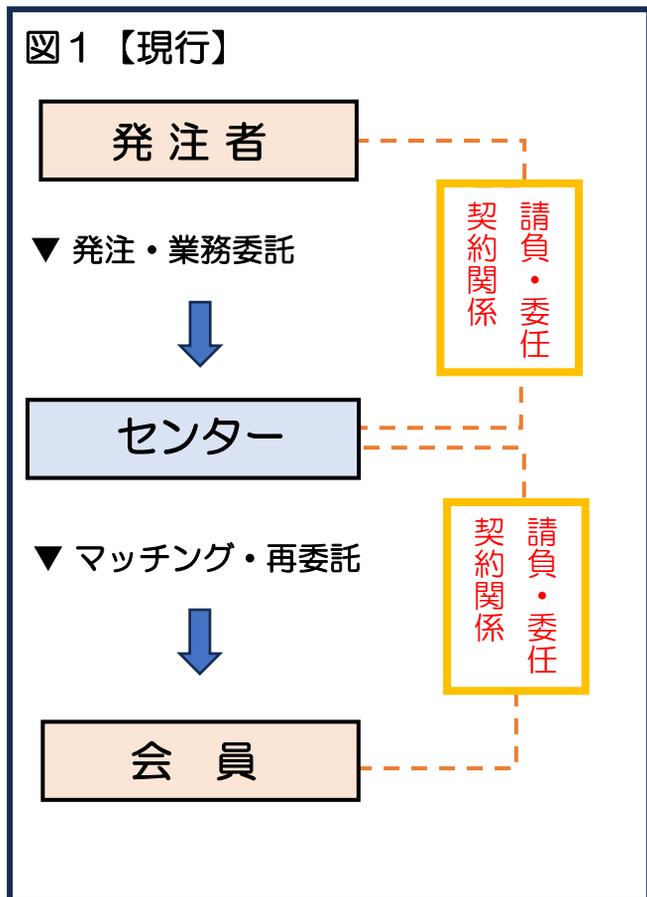
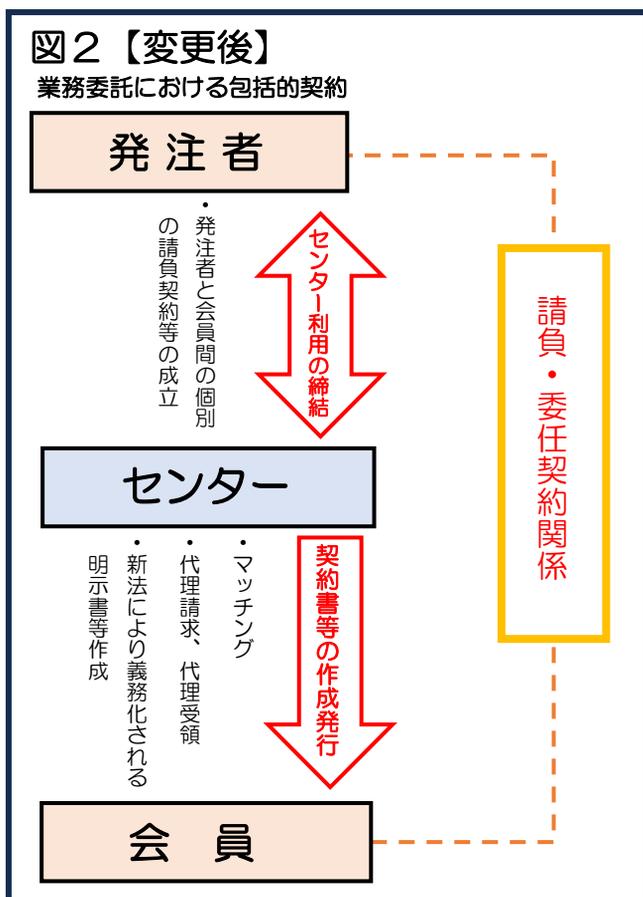


図2 【変更後】



※ シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造になっていません。このため、フリーランス新法施行後は環境を整備する必要があり、厚生労働省からもシルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

契約方法の見直しによる現行との変更点

新たな契約形態のポイント	変更点
1. 会員とセンターの実務について	形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わるところはありません。これまで同様、センターは発注者と会員の間に入って様々な調整を行い、依頼された仕事の履行や安全適正就業など指導を行い、安心して就業できる環境を確保します。
2. 会員とセンターの事務的義務	事務的側面では発注者とセンター間にて契約を締結することに変更はありませんが、今後は原則として就業を予定する会員に対し、業務内容や報酬額などを書面又は電磁的方法(スマホ・アプリやメール添付)によって明示し、会員は同意、受領することで発注者と会員の間にて契約関係が成立することになります。 また、発注者が事業所の場合は就業前に業務内容や報酬額などを記載した「就業明示書」や「会員業務仕様書」を書面又は電磁的方法により明示することとなります。尚、フリーランス法では、発注者が一般家庭のように事業者でない場合は規制の対象としていません。(但し就業条件の明示はいかなる場合においても必要)
3. デジタル化による効率化	会員への「就業明示書」や「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では時間や事務負担がかかり非効率です。そのためセンターでは、「就業明示書」や「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で会員が自ら確認できるように「会員専用クラウドサービス」を開設し、デジタル明示の仕組みを進めています。登録や操作方法については「クラウドサービス教室」(会員のみ利用可/無料)を開催していますので、ぜひ参加して下さい。(詳しくはセンター事務局にお尋ねください)
4. 契約方法の見直し時期について	フリーランス新法の施行は令和6年秋に予定されていますが、現在(令和6年5月時点)までは時期が明確に確定していませんので、新法施行による契約方法の見直し時期は、追って「飯塚シルバー会報」等にてお知らせします。(現時点では令和7年度当初からの切替えがスムーズな移行が可能であると想定しています)